

警報発令時への対応

- 1 居住市町村に暴風・大雨・洪水・津波「警報」のいずれかが発令された時は、新宮市にそれらの警報が発令されていなくても、登校を見合わせ自宅待機してください。また、登校時点において危険が予想され、保護者の判断によって登校を見合わせる場合は、必ず学校への連絡をお願いします。
- 2 新宮市に午前6時30分から午前8時30分までの間に、暴風・大雨・洪水・津波（波浪は含まない）「警報」が発令されているときは、自宅待機してください。
(注) ① 午前8時30分までに警報が解除されない場合は、「臨時休校」とします。
② 午前8時30分までに警報が解除された場合は、状況を判断して1～2時間遅れで授業をおこないます。(始業時刻・バス乗車時刻を電話連絡します)
③ ②の場合、月曜・金曜の小学部の早帰り（12時30分下校）は中止し、午後3時15分の「一斉下校」とします。ただし、水曜は午後2時40分の「一斉下校」とします。
- 3 登校バス運行中、新宮市に暴風・大雨・洪水・津波（波浪は含まない）「警報」が発令された時は、すでに乗車している児童生徒はそのまま学校へ、乗車前の児童生徒については自宅待機とします。登校した児童生徒については天候の状況を判断して下校時間を設定します。また、自宅待機後の措置については学校より電話連絡します。
(注) すでにバス停で待機されている方には、バス停においてバス介助職員よりこの連絡をすることがあります。
- 4 登校後、警報発令等の特別の事態が生じた場合は、状況を判断して下校時刻を変更する(早くなる・遅くなる)ことがあります。そのような状況の時は、学校からその旨電話連絡しますので、連絡がとれるよう、また、お子様の迎えができるよう待機してください。自宅以外に連絡が必要な場合は、あらかじめ担任にご連絡をお願いします。
- 5 あらかじめ悪天候が判断できる状況（例えば、台風接近により各種警報が発令予想される場合等）の際には、前日に休校等の措置をとる場合があります。
- 6 新宮市に暴風、大雨警報が発令された場合、国道168号は通行止めになる場合もありますので、お知りおきください。すでに、学校に登校している場合は、原則、お迎えをお願いすることになりますので、よろしくをお願いします。